

第6回協議会 3月23日(火)

場所

一の宮町／就業改善センター

協議事項

○小委員会報告

家人委員長から、庁舎建設等に関する小委員会の協議経過について報告を行いました。

これまでの協議において、各町村に支所をおくことにしています。本庁舎を設置する一の宮町については、支所を設置することにより、業務内容から、かえって本庁と支所の間で住民の方が戸惑うのではないかと、ということから支所は置かず、支所が持つ機能については、本庁の職員体制を整えることで対応し、また、住民にわかり易いように総合案内窓口を設けるということで承認されました。

○協議第七号 財産及び債務の取扱
いについて(財産区等) (継続)

原案どおり承認されました。

今回の協議において

確認された事項

小委員会報告事項

平成十五年十月二十四日確認の新市の事務所の位置についての一部を次のとおり改正する。

確認事項中「(2)現在の一の宮町、阿蘇町、波野村にそれぞれ支所をおくものとする。」を「(2)現在の阿蘇町、波野村にそれぞれ支所をおくものとする。」に改める。

協議第七号 財産及び債務の取扱

いについて(財産区等)

(1)新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。

(2)部落有林等(純部落有林を除く。)については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。

(3)行政財産については、新市に引き継ぐものとする。

普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

平成十六年三月九日確認

阿蘇市においては、一の宮町の本庁舎のほか、住民の皆様の利便を図るため、阿蘇町、波野村に支所を設置することとしています。支所機能の基本的考え方、支所で取り扱う業務については、次のとおりです。

町村合併に伴い、新市の組織機構においては支所を置き、その支所については当分の間、行政サービスや住民の利便性及び地域の活性化を考慮し、地域住民の不安を払拭するため、支所機能を充実させることが協議会で確認されています。

この基本方針を受け、支所の組織については窓口業務(総務係と住民福祉係)に加えて、産業振興係、建設係、会計係、水道事業所分室、教育分室を設けるとともに、

継続的事業及び重点課題を処理する現地事務所を設置することとしました。

なお、将来的には電子情報サービスの推進等で、支所での市民の利活用度合いが軽減されることが予想されることから、本庁を含め阿蘇市で策定される定員適正化計画に基づき、住民サービスに支障をきたさない範囲で業務内容について検証し、各年ごとに適正な人員を見直しながら行政機構のスリム化を進めます。

